

定款施行規則第4条に基づく報告の取扱いについて

金先協平4第98号

平4.7.20

平6.7.5一部改正

平8.1.19一部改正

平10.6.22一部改正

平12.6.22一部改正

平12.11.30一部改正

平16.3.29一部改正

平17.6.27一部改正

平19.9.27一部改正

平24.3.14一部改正

2019.4.1一部改正

当協会の定款の施行に関する規則（以下「定款施行規則」といいます。）の一部改正にともない、同規則第4条に基づく当協会に対する報告の取扱いについて、別紙のとおり取りまとめましたので、今後、これによりご報告くださいますようご連絡申し上げます。

定款施行規則第4条に基づく報告の
取扱いについて

定款施行規則第4条の報告事項	報告書の提出方法
<p>(1) 金融商品取引所(これに相当する外国の取引所を含む。以下同じ。)又は商品取引所(これに相当する外国の取引所を含む。以下同じ。)へ加入し、又は脱退したとき</p>	<p>(1) 別紙様式1の報告書を提出すること。</p>
<p>(2) 金融商品取引法(以下「法」という。)第29条の4各号のいずれかに該当することとなったとき</p>	<p>(2) 別紙様式2の報告書に、法第50条の規定により金融庁長官(財務(支)局管轄の場合は、財務(支)局長。以下同じ。)に提出した届出書(添付書類を含む。)の写を添付して提出すること。</p>
<p>(3) 法第39条第5項に規定する事故の確認申請書を提出したとき又はその確認を受けたとき</p>	<p>(3) 別紙様式2の報告書に、法第39条第5項の規定により金融庁長官に提出した申請書(添付書類を含む。)の写又は確認通知書の写を添付して提出すること。</p>
<p>(4) 業務の種別の変更をしたとき</p>	<p>(4) 別紙様式2の報告書に、当該変更に係る届出書(添付書類を含む。)の写を添付して提出すること。</p>
<p>(5) 商号又は名称を変更したとき</p>	<p>(5) 別紙様式2の報告書に、法第31条又は第33条の6の規定により金融庁長官に提出した届出書の写を添付して提出すること。</p>
<p>(6) 法第46条の3第1項、第47条の2又は第48条の2第1項に規定する事業報告書(以下「事業報告書」という。)を作成したとき</p>	<p>(6) 別紙様式2の報告書に、法第46条の3、第47条の2又は第48条の2の規定により金融庁長官に提出した事業報告書(報告書に添付した有価証券報告書又は業務報告書等を含む。)の写を添付して提出すること。</p>

<p>(7) 法第 46 条の 3 第 2 項又は第 48 条の 2 第 2 項に規定する業務又は財産の状況に関する報告書を作成したとき</p>	<p>(7) 別紙様式 2 の報告書に、法第 46 条の 3 又は第 48 条の 2 の規定により金融庁長官に提出した業務又は財産の状況に関する報告書の写を添付して提出すること。</p>
<p>(8) 法第 46 条の 3 第 3 項又は第 48 条の 2 第 3 項の規定により事業報告書の公告を命ぜられたとき</p>	<p>(8) 報告書（様式適宜）に、金融庁長官からの命令書の写を添付して提出すること。</p>
<p>(9) 法第 46 条の 6 第 1 項に規定する届出をしたとき</p>	<p>(9) 別紙様式 2 の報告書に、法第 46 条の 6 の規定により金融庁長官に提出した届出書の写を添付して提出すること。</p>
<p>(10) 法第 50 条各号のいずれかに該当することとなったとき</p>	<p>(10) 別紙様式 2 の報告書に、法第 50 条の規定により金融庁長官に提出した届出書の写を添付して提出すること。</p>
<p>(11) 法第 50 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当することとなったとき</p>	<p>(11) 別紙様式 2 の報告書に、法第 50 条の 2 の規定により金融庁長官に提出した届出書（届出書に添付した取引を結了する方法を記載した書面を含む。）の写を添付して提出すること。</p>
<p>(12) 法の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えを受けたとき</p>	<p>(12) 別紙様式 3 の報告書を提出すること。</p>
<p>(13) 法第 51 条、第 51 条の 2、第 52 条、第 52 条の 2、第 53 条又は第 54 条の規定により業務の改善命令若しくは業務の停止命令を受け、又は登録を取り消されたとき</p>	<p>(13) 当該命令（又は処分）を受けた年月日及び命令（又は処分）の内容を記載した報告書（様式適宜）を提出すること。</p>
<p>(14) 金融商品取引業（デリバティブ取引に係るものに限る。）若しくは商品市場における取引（外国市場で行われるこれと類似の取引を含む。）に関し、法令（外国の法令を含む。）により処分若しくは処罰を受け、又は金融商品取引所若しくは本協会に相当する外</p>	<p>(14) 当該処分（処罰）をした者、処分の年月日、処分の内容及び理由を記載した報告書（様式適宜）を提出すること。</p>

<p>国の団体若しくは他の金融商品取引業協会（これに相当する外国の団体を含む。）若しくは商品取引所若しくは商品先物取引協会（これに相当する外国の団体を含む。）の処分を受けたとき</p>	
<p>(15) 使用しているシステム、機器等に障害が発生したことを認識したとき</p>	<p>(15) 当該障害が発生した日時、原因、被害状況、対処状況等を記載した報告書（様式適宜）を提出すること。なお、当該障害について金融庁長官に報告書を提出したときは、別紙様式2の報告書に金融庁長官に提出した報告書の写を添付して提出すること。</p>
<p>(16) 顧客の個人情報漏えいしたことを認識したとき</p>	<p>(16) 当該漏えい事案が発生した年月日、原因、被害状況、再発防止策等を記載した報告書（様式適宜）を提出すること。なお、当該事案について金融庁長官に報告書を提出したときは、別紙様式2の報告書に金融庁長官に提出した報告書の写を添付して提出すること。</p>
<p>(17) その他本協会が必要と認めるとき</p>	<p>(17) 別途本協会が指定するところによること。</p>

年 月 日

一般社団法人 金融先物取引業協会 殿

会 員 番 号 □ □ □ □

会 員 名

担当部長名

印

定款施行規則第 4 条に基づく報告について

このたび、下記のとおり加入（脱退、会員種類の変更）をしましたので、報告します。

記

1. 取引所の名称

2. 所在地

3. 会員種類

（変更の場合には、変更前と変更後を記載すること）

4. 加入（脱退、会員種類の変更）の年月日

以 上

（注） 株式会社組織である取引所の係る報告については、上記の「加入」、「脱退」及び「会員種類の変更」は、それぞれ以下のように読み替える。

- ・加入：取引資格を全く有していないものが、取引資格を取得すること。
- ・脱退：取引資格をすべて喪失すること。
- ・会員種類の変更：非清算参加者が清算参加者となること又は清算参加者が非清算参加者となること。

年 月 日

一般社団法人 金融先物取引業協会 殿

会 員 番 号

会 員 名

担当部長名

印

定款施行規則第 4 条に基づく報告について

このたび、別添（写）のとおり

- 金融庁長官（ 財務（支）局長）に〔 〕を提出しましたので、
- 金融庁長官（ 財務（支）局長）から（認可・確認）を受けましたので、
定款施行規則第 4 条の規定により、報告します。

以 上

（注） 1. 該当する事項（□の部分）にレ印をつけること。

2. 〔 〕には、「変更に係る届出書」「事業報告書」等と
記載し、添付書類と合わせて（写）を提出すること。

年 月 日

一般社団法人 金融先物取引業協会 殿

会 員 番 号 □ □ □ □

会 員 名

担当部長名

印

定款施行規則第 4 条に基づく報告について

このたび、下記のとおり金融商品取引法による検査等を受けましたので、定款施行規則第 4 条の規定により、報告します。

記

検査等の区分 (いずれかに○)	1. 通常の検査 2. 犯則事件の調査
検査等 の概要	

以 上

(別紙様式3の報告上の注意)

1. 報告書の提出時期

- ① 通常の検査の場合は、検査結果の示達受領後（回答書の提出を要する場合には、当該回答書提出後）遅滞なく提出すること。
- ② 犯則事件の調査の場合は、当該調査の開始後遅滞なく報告すること。
（じ後の経過報告については、別途本協会から連絡するところによること。）

2. 「検査等の概要」欄の記載方法

- ① 通常の検査の場合は、検査基準日及び検査結果の示達の概要（改善を指摘された事項を含む。）を簡記する。
なお、示達に対し回答書を提出した場合には、当該回答書（写）を添付する。
- ② 犯則事件の調査の場合は、調査の開始日及び調査の概要等を簡記する。
（じ後の経過報告については、別途本協会から連絡するところによること。）